

共済組合・互助会から

このたびの令和6年能登半島地震により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
公立学校共済組合石川支部及び一般財団法人石川県教職員互助会の組合員（会員）に向けて、

災害に関する給付について

共済組合・互助会には、組合員（会員）又はその被扶養者が非常災害により住居や家財に損害を受けた場合に、お見舞いとして給付する「災害見舞金」があります。

詳細については、下記の通知文書又はホームページ等をご確認いただくか、お電話にてお問い合わせください。

<共済組合> 各所属所宛の通知文書（メール送付）（令和6年3月5日付け公共石第1101号）

<互助会> 各所属所宛の通知文書（メール送付）もしくは、互助会ホームページ又はスマートスクールネット。

共済組合

- 「住居」とは、現に組合員が生活の本拠として居住する建造物で、自宅、公務員宿舍、公営住宅、借家・間借等の別を問いませんが、別棟の離れ屋、物置、門、塀等は住居には含みません。
- 「家財」とは、住居以外の社会生活上必要な一切の財産をいいます。ただし、山林、田畑、宅地、賃貸等の不動産及び現金、預貯金、有価証券は含みません。

| 種 類 | 給付額・要件 | 必要書類等 |
|----------|---|---|
| 災害見舞金 | 〈給付額〉 標準報酬月額0.5ヶ月分～3ヶ月分 〈給付要件〉 風水震災火災その他非常災害により、住居又は家財の3分の1以上が焼失又は滅失したとき | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害見舞金請求書 ● 罹災状況報告書 ● 罹災証明書 ● 被災の状況が分かる写真 ● その他（罹災の状況により、その他の書類等が必要となります。） |
| 災害対策事業資金 | 〈給付額〉 3万円 〈給付要件〉 災害見舞金の支給対象者 | 共済組合の災害見舞金の給付決定後、およそ2ヶ月後に自動給付 手続不要 |

共済組合の災害見舞金の
給付対象になった方

共済組合の災害見舞金の
給付対象にならなかった方

新設（令和6年1月1日から適用）

互助会

| | | |
|-------|---|--|
| 災害見舞金 | 5万円給付 | 1万円給付 ※住居のみ準半壊以上 |
| 提出書類 | 手続不要 共済組合の災害見舞金の請求をし、給付対象となった場合、自動給付 | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害見舞金請求書 ※様式はホームページ（会員専用ページ）の「お知らせ」から出力し手書き ● 罹災証明書 |

※ただし、共済組合からの給付金の有無にかかわらず、会員本人居住の住居に限ります。（職員宿舍、借家、間借り等は除きます。）